

議案第 58 号

平成 28 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度屋久島町の船舶事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,865 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 305,865 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 14 日 提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		13,815	5,865	19,680
	1 繰入金	13,815	5,865	19,680
歳入合計		300,000	5,865	305,865

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 船舶交通事業費		298,993	5,865	304,858
	1 総務管理費	13,117	5,617	18,734
	2 船舶管理費	279,185	248	279,433
歳出合計		300,000	5,865	305,865

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	13,815	5,865	19,680
歳入合計	300,000	5,865	305,865

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 船舶交通事業費	298,993	5,865	304,858				5,865
歳出合計	300,000	5,865	305,865				5,865

2. 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰入金	13,815	5,865	19,680	1 繰入金	5,865	一般会計繰入金 5,865
計	13,815	5,865	19,680			

3. 歳 出

(款) 1 船舶交通事業費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	13,117	5,617	18,734				5,617	2 給料	4,000	職員給 4,000
								3 職員手当等	117	扶養手当 117
								4 共済費	1,500	職員共済組合納付金 1,500
計	13,117	5,617	18,734				5,617			

(款) 1 船舶交通事業費

(項) 2 船舶管理費

1 船費	273,407	248	273,655				248	3 職員手当等	△392	扶養手当 △276 住居手当 △237 通勤手当 121
								7 賃金	640	臨時船員賃金 640
計	279,185	248	279,433				248			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

船舶事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	10	0	35,084	37,782	72,866	13,360	86,226	
補正後	11	0	39,084	37,507	76,591	14,860	91,451	
比 較	1	0	4,000	△ 275	3,725	1,500	5,225	

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正前	13,477	2,172	582	1,260	840	420	4,586	0
	補正後	13,477	2,013	703	1,023	840	420	4,586	0
	比 較	0	△ 159	121	△ 237	0	0	0	0
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)		退職手当組合負担金 (千円)		管理職員特別勤務手当 (千円)	
	補正前	0	1,815	0		12,630		0	
	補正後	0	1,815	0		12,630		0	
	比 較	0	0	0		0		0	

備考 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。